

第七章 「川崎に住んでよかつた」と思える良好な環境の形成を 住まいは人権 豊かな自然を残し、防災対策に力をそそぐ川崎に

1 抛点開発にちからをそそぐまちづくりをやめ、徹底した住民合意で安心安全なまちづくりをすすめる

この1年間も、超高層マンション、巨大物流倉庫、大型商業施設など、これまで作り上げてきた住環境を壊す大規模な計画が進められ、多数の住民運動が起きています。住環境よりももうけを優先する事業者に、行政が規制緩和をしてまで手を貸していることは見逃せません。

住民無視のまちづくりが進められている根本には、川崎市の行政計画があります。2024年度に改訂された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）」は本市のまちづくりの基本方針となるものであり、その下に都市マスター・プランや立地適正化計画が位置付けられます。整開保ではおおむね10年間の主要な都市計画決定の方針を定めるとして、「人口減少期の到来を見据え、持続的に都市の活力を維持する都市づくり」が必要として市内の拠点は高度利用地区を設定し、巨大な住宅群を呼び込んでいくということが「都市計画」の中心点となります。しかし、2025年5月に公表された新たな将来人口推計によると人口のピークは2035年ごろに159万3千人となり、155万人よりも減るのは2050年以降と予測されており、2070年にも139万人と、この先40年以上は140万人を超えていきます。130万人だった20年前と比べても公的施設など増えてはおらず、今後40年間はこの規模の市民の暮らしを支える都市づくりをしなければなりません。この視点がなく、拠点開発を中心にして、そのほかの地域に対する対応では、住民が求める交通や住環境の改善を求める施策を行わない今の市政は、住民の福祉の増進を主旨とする自

治体の役割を果たさず、市民の暮らしの願いとかけ離れたものと言わざるを得ません。まちづくりの基本は、今ここで住んでいる多くの市民と徹底した合意をもとに計画を作ることであり、「豊かで暮らしやすい川崎になつた」と思えるまちづくりをすることが求められています。

- ① 都市マスター・プランや立地適正化計画の上位計画となる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）」を見直し、拠点整備を中心とするのではなく、今後40年にわたつて140万人以上の人口を抱える都市として、どの地域に住んでも交通や公共施設などが配置されている、均衡のとれた住みやすい都市にする計画を策定する。

② これまで本市では作ることのできなかつた、コンパクトシティを推進する「立地適正化計画」の計画内容に「防災」が加わったことから、本市でも立地適正化計画が策定された。この計画では市域を居住できる地域、できな地域などに区分けすることができ、都市施設を集中させるための補助制度を活用することができる。最大の問題は再開発事業にこれまで以上の税金を投入することである。防災対策はほかの手法でも行うことはできる。再開発事業で事業者のもうけを増やす税金投入をさせないよう、立地適正化計画をやめる。

③ 地域に大きな影響を及ぼす開発計画などの事前協議があつた場合は、計画が固まる前に住民の意見を取り入れる仕組みを作る。「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」の中での仕組みでは、対象事業がごく限られる。また、アセスの対象になるような大きな開発計画の全容がわかるのはアセスの方法書が最初である。それより前に住民におおまかな計画の全容がわかるよう、総合調整条例のなかに制度をつくる。

④ 「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」は、一定の都市機能が付加されていれば容積率を増やすもので、単なる容積率緩和の道具となつているこの制度を廃止する。

⑤ 環境影響評価の手続きを行う事業については、まちづくり総合調整条例の手続きを省略している。しかし、アセスの中での住民からの意見聴取と総合調整条例での事業者の説明とはまったくがうものであり、アセスの手続き中でも総合調整条例の手続きは行うものとする。

⑥ 環境影響評価の中に、複合日影の項目を新設し、どんな住宅でもビルの日影が2時間はかかるないようにさせる。

⑦ 「地区計画」の策定は、本来用途地域の指定だけではその地域にあつた土地利用の制限ができないことから、制限を強化するためを作られた制度である。ところが本市で指定される地区計画は、あらたな土地の高度利用のために、事業者の計画が出されてから、その計画に合わせるために行われることがほとんどである。本来のありか

たは市民が住民合意で決めたその地域の土地利用に合わせて新たな建物を作るべきであり、計画ができてから地区計画を作るやり方をやめる。

(8) 超高層マンションの建設が、武藏小杉で2棟建設が始まり、さらに1棟の計画が進んでいる。今後、鷺沼、登戸、柿生と続き、新百合ヶ丘北口も計画が動き出そうとしている。超高層マンションは従前の住環境を破壊し、災害対策や資産としての建物の維持管理を困難にするなどの問題点は明らかである。とりわけ、資産として購入し実態として住んでいない住戸が増えていることが大きな問題となっている。そのため、神戸市では、居住実態調査を行い上階ほど空き部屋が多いことを確認。「空き部屋が増えると修繕や解体の際の合意形成が難しくなり、将来的にマンションが廃虚化する恐れがある」として、有識者会議では空き部屋の所有者に税負担を求める方向性を示している。千代田区は投機を目的としたマンション取引を防ぐため、不動産協会に対し原則として購入者が物件を引き渡されてから、5年間は転売できないとする特約を設ける「転売禁止」をはじめとした異例の要請を行っている。現存する超高層マンションの投資目的の所有、空き部屋の放置を防止する対策を検討する。これからはタワーマンション建設そのものをやめる。

(9) 「小杉駅北口駅前まちづくり方針」については、高層建築物の誘導ではなく、防災や住民の声を生かした駅前整備になるよう、緑あふれるオープンスペースや、低層建築物を誘導する。

(10) 「鷺沼駅周辺再開発事業」は、風害・交通渋滞・地上緑地の減少・学校生徒の増加による教室不足など生活環境の悪化をもたらすことがあきらかなだけでなく、巨額の公費が投入される。事業費が880億円になることが公表され、市街地再開発事業補助金が220億円、このうち市負担分は95億円とのことである。この事業を通じてもうけを出すことのできる事業者に対し、巨額の公費負担をおこなうのは税金の使い方として重大な問題であることから、高層ビル計画を中止する。また、さらに区役所、図書館、市民館は保留床を買い取らなければならず、その内装費もかかるなど市税負担は莫大になる。現在の区役所・市民館・図書館を存続させ、鷺沼の駅前には、支所や分館を整備する。

(11) 柿生駅前南地区は再開発事業を準備している地域であるが、高度利用地区を活用して、30階建ての高層建築物が提案されている。周辺の住民からは、「これからの時代に高層住宅はいらない」「住環境が悪化する」と反対の声が上がつており、建設計画は中止する。駅周辺の道路対策を中心に行い、問題解決を急ぐ。

(12) 「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方」の策定にあたっては、市民、住民の意見を聞き、それを取

り入れるプロセスを明確に決め、確実に市民の意見を計画に反映する。

(13) 登戸地区画整理事業内における市街地再開発事業は、税金の二重取りであるだけでなく、高層マンションの建設が近隣住民の願いなのか、町の賑わいはそれでつくれるのかという議論が一切ないまま、強行されようとしている。事業者と住民と話し合う機会を特別に設け、住民の声に沿つたものにする。超高層マンションは脱炭素社会にはふさわしくなく、地域に根付く低層の住宅を作り、町の賑わいを作る方策に切り替える。

(14) 鈴木町駅前南地区開発計画は、B棟が高さ90メートル計画戸数600戸とされており、周辺環境の悪化の懸念が説明会でも出されている。さらにこの計画ではC地区に何ができるのか、さらに高い建物ができるのではないかと懸念が広がっている。事業者は周辺住民に丁寧な説明を行い、その声を聴いて計画を立てるよう指導する。

(15) 西加瀬プロジェクトについて。2019年に本市が示した「西加瀬地区における大規模工場跡地の土地利用誘導の基本的な考え方」で示した土地誘導にたちかえり、大型物流倉庫の建設をやめ、土地を市が買い取るなどして、市民の文化、教育、公園機能などに活用する。

(16) 「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」について

ア 100戸を超えるような巨大なワンルームマンションの建設が続き、管理の問題で近隣とのトラブルが絶えない。特に部屋を投資目的で購入させることを目的とした分譲型マンションでは、個々の所有者が住んでいない場合の管理責任があいまいになつてている。これを防止するため、建設指導要綱に、建設戸数の一定割合をファミリータイプにすることを義務付ける。分譲マンションの場合はマンション管理組合を作ることを義務付ける条項を加える。

イ 小さいアパートのようなワンルームマンションを次々に作り、1棟丸ごと売ってしまうやり方で、管理人もおらず近隣とのトラブルが解決できないところもある。10戸未満であっても同一事業者が数棟立てる場合には、要綱を適用する。

ウ 東京都の多くの区がつくつているように要綱を条例化する。

(17) ビルなどの解体工事について

ア マンションやビルなどの解体工事では、法律で定められている特定建設作業に当てはまらない作業によつて、耐え難い振動や騒音が起きている。自治体として法の網にかられない騒音・振動を規制し、近隣住民の生活を守る。

イ 江東区では事前の届け出制度があり、標識の設置と工事着手7日前までの住民説明を義務付けている。本市

は建設リサイクル法に基づく表示のみであり、近隣の住民へはちらしを配ることをお願いしているだけである。住民は突然解体工事が始まり生活に影響が出るなどの被害を受けており、江東区のような要綱をつくる。

- (18) 「第2期川崎市空家等対策計画」が改定され、特定空家になる前の対策の強化が図られたが、これを実践するためには職員の増員は不可欠であり、体制を強化する。空き家を活用できるよう、所有者がわかる空き家へ、解体費用、改修工事の補助制度をつくる。

2 住まいは人権。安心して住み続けられる住宅の確保は福祉の基本。

住居を確保することは憲法に保障された人権であり、享受できない市民がいれば必ず解決しなければならない施策です。しかしこの間の高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助打ち切りにみられる市長のあまりに冷たい態度は、川崎市が「住まいは人権」だと認識していないことを表しています。この転換が何としても求められます。

本市の住宅における特徴は、他の首都圏の都市と比べても民間の賃貸住宅に住む率が高く、その中でも小規模な民営借家がおおいことです。世帯の約51%が賃貸住宅であり、全国平均や神奈川県、横浜市よりも高い割合です。このうち単身者が59%を占め、その多くが年収300万円未満です。この賃貸住宅が1畳当たりの家賃及び月額平均家賃のいずれも指定都市で最も高くなっています。民間木造共同住宅の3割が、単身者なら25平方メートルなどの最低居住面積を満たしていません。高くて狭い賃貸住宅に多くの市民が住まざるを得ないというのが川崎市の住宅事情です。高齢者の単身世帯や非正規シングルなどが増加しているなかで、低所得者が安心して住み続けることによる不安が広がっており、対策が必要です。

住宅確保の基本は市営住宅の拡大です。しかし2023年3月に策定された「第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」では、最後の砦である市営住宅を「長く住み続けられる住宅」から「通過型の住宅」にしようとしていることは重大です。また、「総合活用計画」では、小規模な住宅にシフトしていくこと、子育て世帯や若年単身者等で期限付き入居を増やすこと、団地の集約を行うことなどが新たに盛り込まれ、すでに実際に申し込みが始まっていますが、若年単身者向けの募集住戸は、ほとんど駅から遠い住宅で、応募がありません。ファミリー世帯や若年単身者に期限をつけるのは入居者の回転を速くするためで、それは申込数に比して住宅戸数が少なすぎることから「なかなか当たらない」という批判をかわすためで、住宅を増やせば問題はありません。2025年3

月の募集戸数123戸に対して1858世帯からの申し込みがあり、倍率は15・1倍で、この10年近く、倍率が10倍を下回ったことがありません。国も川崎市も、市営住宅を増やさないという方針を撤回し、市民の福祉の増進のために市営住宅を増やす方針に切り替えるべきです。

高齢者、非正規シングル、青年など住宅に困窮する世帯があらゆる世代に増えている中で、市営住宅だけでは住まいの人権を守ることができなくなっています。総合的な家賃補助制度が必要です。家賃補助制度では国のセーフティネット住宅制度があるといわれますが、これは、10年間にわたってその部屋を住宅確保要配慮者に限定しなければならぬため、そもそも貸す側の応募がない状況です。自治体としての家賃補助制度の創設が求められます。

本市では住居となっている67万戸のうち25%が分譲マンションであり、持ち家に占めるマンションの割合は全国で最も高いのが川崎市です。このなかでマンションの老朽化と住民の高齢化が社会問題となつており、対策として「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和7年5月に成立しました。これは近年のマンションをめぐる、建物と居住者の「2つの老い」の進行に伴う課題等を踏まえ、新築から再生までのライフサイクル全体を見通した管理・再生の円滑化等を図るためとして、区分所有法とマンション管理適正化法を改正し、建て替えの合意の必要数を区分所有者全員から4分の3にするなど、大きな変更となつていますが、これで、問題が解決するのか、慎重に見極める必要があります。いっぽうで全国の自治体ではそれぞれの工夫でこの2つの老いへの対策を作つてあるところもあり、本市にあつた対策を考える必要があります。

とりわけ超高層マンションの維持管理は今後重大な問題になつてきます。そうなるまえに、管理組合の支援を行ひ、長期修繕積立金の確保など具体的な援助を行い、空き家にならず建物を維持できる施策を市として行うことが必要です。

① 市営住宅について

ア 貧富の格差が拡大し低所得者が増えている情勢の下で、市営住宅を抜本的に増やし、入居条件に合致している市民はみな入居できるようにする。総数あと二千戸必要である。土地の購入や建設は時間がかかることから、借り上げ住宅を復活させる。古い住宅の建て替えの際、戸数を増やす。

イ 2人世帯は55m²未満でないと申し込めないという2024年6月の入居基準の変更により、2人世帯向けの住戸はあまりに少ないとから当選枠が激減している。入居基準の変更を撤回する。

使用者が死亡するなどした場合の居住権の承継は、経済的事情などでも子どもも承継できるように条例改正を行う。

工 民法の改正により、ふすまや畳の張替えなどの経年劣化の修理は所有者の責任とされたことを適用し、退去時の経年劣化の修繕費用は市の負担とする。

オ 「空いている部屋があるのに募集しない」という苦情が増えている。契約者が退去した後のリフォームを直ちに行い、すぐに空き家募集に入れるようとする。

カ 市営住宅等長寿命化計画の団地別事業計画を見直し、老朽化が著しい建物は建て替えを行う。

キ 住民に寄り添った管理運営を行うため、管理代行制度をやめ、直営で管理する。指定管理者制度の導入は行わない。

ク ファミリー世帯、若年単身者など、期限付きで入居を認める制度は、事情によっては追い出しになってしまう。期限を限ることをやめる。

ケ 障がい者による駐車場の使用の際、減免申請に、障害者手帳の写しに加え、診断書の提出を求めるなどをやめる。

コ 市営住宅の入居申し込みで落選した世帯は本来入居する権利があるのであり、市の整備の遅れで入れないのであるから、落選した場合には家賃補助を行う。

② 高齢者向け優良賃貸住宅は事業開始後20年で補助が終わり、入居者は家賃が上がる。国はさらに20年の延長を認めており、入居者の住居を守るため、補助の延長を行う。

③ 所得に対応して一定の基準を設けて家賃補助を行えば、子育て世代、若者、高齢者、シングル女性をはじめ、家賃の値上がりで苦しむ幅広い世代を支援することができる。家賃が所得の2割を超える世帯に対し、月1万円の補助を行う。

④ 分譲マンションの適正な保全は、将来のまちづくりに欠かせない。

ア 川崎市マンション管理組合登録・支援制度を周知し、長期修繕積立金の確保などの情報を知らせ、管理組合の育成を行う。管理組合がない、機能していないなどのマンションへの指導を引き続きおこなう。建築後30年以上など、明らかに修繕が必要なマンションに対し、適正な維持管理を行うことを指導する。

イ 福岡市では、築40年以上のマンションが改修や建て替えを検討するときの経費を補助する制度と、築20年以

上のマンションで長期修繕計画を作成するのに補助する制度を作っている。これに学び、本市においても具体的な長期修繕や改修などに着手できる支援を行う。

3 生活道路、水道など公共インフラの整備を

- ① 生活道路の維持補修費を抜本的に増額し、市民からの陳情にすぐ対応できるようにする。
- ② 私道舗装助成の市民負担をなくす。予算を抜本的に増額し、毎年の申請に応えられるようにする。
- ③ 上下水道の老朽管の更新の目標年次を引き上げる。そのために一般会計からの繰り入れを行う。
- ④ 私道における上水道の管の埋設には市の補助があるが、修繕や敷設替えは全額自費となる。様々な事情で私道となつていても共同で管を使用している場合は敷設替えの際には助成するよう制度をつくる。
- ⑤ 橋梁は、「市橋りょう長寿命化修繕計画」によつて健全度を判定し、健全度Ⅲは確認から5年以内に修繕を行い、健全性を回復することとしている。2021年度に点検した609の橋梁のうち、健全度Ⅲは25橋、そのうち修繕が終わつたのは9橋である。大きな災害も頻発しており、健全度Ⅱの橋についても急ぎ修繕を行う。
- ⑥ 街路樹は、地球温暖化対策の観点から、「樹冠被覆率」で管理することとし、目標を市域の30%とする。街路樹管理計画および実施プログラムを見直し、樹冠被覆率の向上の観点からせん定や樹種の交換の方針を切り替える。
- ⑦ 歩道を覆い、子どもたちの姿も隠してしまつよう街路樹の下の植え込みのせん定の予算を引き続き拡大する。落ち葉の掃除などをシルバー人材センター、障がい者施設など、公的な仕事として委託できる仕組みを作る。
- ⑧ 県による水道事業の広域化に組せず、川崎市の水道事業の独立性を守る。水道料金の値上げにつながる神奈川県内広域水道企業団の増強計画に反対し、生田浄水場を復活させる。
- ⑨ 通増度の緩和による上下水道料金の値上げは行わない。
- ⑩ 川崎縦貫道路Ⅱ期計画については、住民に知らせることもないまま、東京外かく環状道路計画検討協議会での協議が重ねられ、すでに費用負担などの検討まで行われている。川崎側は住民意もなく建設は不可能であり、きつぱりと中止する。
- ⑪ 「公共建築物長寿命化に向けた実施方針」で計画的に対応するのは屋上防水と外壁の塗装のみである。あとは管理者が対応するとなつており、とりわけ指定管理の施設は、申請がなければ対応の対象にもならず、あつても予算がなければ無視するという状況である。水管、下水管、内装なども老朽化しているか点検を行い、市とし

て対応する。

- (12) 酷暑対策のため、街路樹のない公道には熱を反射しないアスファルトを採用する。

4 交通体系を住民本位に整備する

自由に移動することは市民の権利です。高齢者の増加などにより公共交通の役割はますます重要になつております。行政の支援は欠かすことができません。とりわけ市バスは公共交通の責任を果たすことが求められており、2024年度には運転手不足のために減便が強行されました。その責任を果たすために直ちに元に戻すことが必要です。

① 市バス事業について

ア 運転手不足のために減便した路線は、直ちに元にもどす。それだけでなく、市民が要望する路線の新設や増便に応える。そのために営業所の拡大、バスと運転手の確保を行う。運転手の養成人数を増やす。路線維持のため一般会計からの繰り入れを増額する。

イ 障がい者への差別的な対応を根絶する。そのために、研修を繰り返し行う。

ウ 夏の酷暑対策として、停留所への屋根とベンチの設置を道路管理者と協議の上、さらに増やす。民間バス事業者に対し、働きかけを強める。

② 民間バス事業者に対し、バスの減便をやめ、地域の足を守るよう強く申し入れる。

③ コミュニティ交通について。各地でデマンド交通などの実証実験を行つてゐるが、いずれも本格運行に移行でききづにいる。最大の問題は採算性であり、地元協議会や企業の努力だけでは継続できない。運営費に対する補助を創設する。

④ 南武線のワンマン運転化で慢性的な遅延が起きているだけでなく、安全性が脅かされている。市として、JRに対しワンマン運転化をやめるよう申し入れる。

⑤ 南武線の片側改札駅の解消に向け、久地駅の橋上駅舎化に早く着手する。久地駅横の踏切は大変危険であり、当面の対策として南口に臨時改札を開設する。

⑥ 中野島駅の橋上化は久地駅から間隔を開けずに早く着手する。臨時改札について、現在は2026年度までとなつてゐるが、橋上駅舎化実現までは開設するよう、関係者に求めるとともに、市としても財政的支援をする。さらに住民の声にこたえ、開設時間を延長する。

⑦ 南武線連続立体交差事業については、移転を余儀なくされる住民に不利益がないようにする。立体交差化が実現するまでの間、開かずの踏切対策をJRに強く要望する。

⑧ 京急大師線の連続立体交差事業については、1期区間はこれ以上先延ばしそう早期に完成させる。本町踏切の改善に向け、地元との話し合いを進める。

⑨ 自転車駐車場について

ア 利用者が集中する駅周辺において、自転車等駐車場の増設を急ぐ。機械式はたいへん利用しやすく、土地がなくとも増設できるため、機械式を増やす。

イ 自転車置き場が2段式になつてゐる所では、上の段に自転車を上げることができず、利用できない。また、無人式の駐輪場にしたところでは、自転車一台あたりの幅が狭く、左右に自転車が入つてると真ん中は利用できないラックを残している。また、こどもを載せることができる大きな自転車が普及しているなど自転車のかたちが変わつてきている。こうしたものに対応するようニーズに合つた施設にきりかえる。その際、収容台数を減らさない。

5 リニア新幹線の建設に反対する

いよいよ川崎市内においてもトンネル掘削工事に着手しましたが、巨大なトンネルを掘る危険性はこの数年各地で明らかになり、いずれの工事も何らかの理由で止まつてゐる状態です。JR東海も国交省も「リニアは安全」と言うが、リニアだけ掘削事故が起きないという保証は全くありません。実際北品川ではすぐに機械が損傷事故を起こしてしまいます。岐阜県では、地下水の枯渇が起き、簡易水道の水源にも影響が出ていますが、これは地質調査が十分に行われていなかつたことから、地下水脈を分断してしまつたことによるものだと専門家は指摘しています。このように、そもそも地質調査も十分ではなく、工事の段階から市民に影響があるリニア新幹線の建設は直ちに止めるべきです。

① 岐阜県でリニアの工事によつて地下水が枯渇しただけでなく、地盤沈下が起つてゐるなど、重大な被害が発生している。この教訓もうけ、工事着手前に川崎市内のルートのボーリングによる地質調査を、200メートルに1か所行うようJR東海に強く申し入れる。その結果の公表を求める。

② リニア建設で想定されるリスクに対し、自治体が独自に調査し、第3者としてチェックする仕組みがない。市として安全対策を行う体制を作り、JR東海に対し意見を述べる仕組みを作る。

- ③ 家屋調査は、希望者ではなく、すべての関係する家屋に對して行う。
- ④ 上下水道局の第2導水ずい道への悪影響は明らかであり、リニア新幹線の今の計画のまでの建設を中止するよう求める。

6 川崎に残る豊かな緑を守り、公園の整備を

市域のほとんどが市街化区域の本市にとつては、「緑の基本計画」で立てた市域の30%を緑で覆うという目標を達成するには樹林地、農地、身近な公園のいずれも特段の努力が必要となっています。

樹林地の保全は、ひきつづき予算措置をして保全を図るとともに、地球の温暖化の進行を食い止めるためにも、市街地でこそ豊かな緑のある公園緑地の整備と街路樹の整備が不可欠です。

① 緑の基本計画の改定に当たっては、緑の量の把握を「緑被率」だけでなく、「樹冠被覆率」で行うようにし、被覆率の目標を30%にする。

② 斜面緑地と丘陵部のみどりの保全をいつそう旺盛に

ア 予算を抜本的に増やしナラ枯れの対策を強化する。倒木の危険のある樹木の伐採を急ぐ。
イ Aランクの保全を急ぎ、開発の波から守るとともに、貴重なBランクの緑地もAランクと同様に保全するよう手法を見直す。

③ 公園整備について

ア 「緑の基本計画」で立てている「小学校区内の町丁目の3分の2に街区公園を」という目標が、依然として未達成なだけでなく、地域の身近などころに公園があるというまちにするには、地域の実情に応じてさらに増やす必要がある。当面急がれる街区公園の整備の目標達成のために、予算を付け土地を買い公園にする。
イ 公園は、植栽を増やし、日影のもとにベンチをおいて過ごしやすい場所にする。夏の異常気温の中で遊具が熱くなっている。対策を講じる。

ウ 公園を増やすために、マンションを建てる際に近隣に一定の面積の公園があれば、6%の提供公園を緑化協力金にすることができる規定について、安易に協力金を受け入れるのではなく、市街地では、周辺に公園があつても、基本的に公園を提供するよう指導する。

エ 設置の条件のある公園にはすべてトイレと手洗い場を作る。築30年以上の古いトイレや、洋式便器になつて

いないトイレはただちに改築する。

オ 市民参加の公園の管理は、高齢化などから参加者が減り苦労している。植栽や遊具の管理は道路公園センターの業務として責任を持つて行うこととする。

カ 気候変動により、夏の猛暑は避けられない。日中も遊べるように屋内の遊び場を公園内に整備する。

キ 各地で Park-PFI が導入されている。これは基本的に民間が公園内で利益を上げてそれで公園の整備を行うというものであり、すべての市民の憩いの場である公園の目的から外れている。参入している企業は限られており、その企業のもうけのために市民の公園を利用させることはない。今後は Park-PFI は導入しない。すでに導入している施設は直営に戻す。

ク 公園の再整備にあたり、樹木を切らないことを前提とする。一度切つてしまふと大きくなるには時間が必要であり、いまの景観を保つことができない。樹木の管理計画を作り倒木の危険のある樹木以外は残す。

ケ 等々力緑地について

・市の管理委託のための契約が当初の 633 億円から 2025 年 1 月には 1232 億円に膨れ上る予測となつた。市はその縮減をはかるとして、7 月には約 40 億円の工事などの取りやめは決めたものの、事業そのものは継続するとして、実際の工事費の縮減は詳細設計の都度、官積算で計算するとしている。また、事業者による自由提案施設も縮小するとはいうものの、最終決定は事業者であり、市は要望しているだけである。これでは本当に縮減されるのかわからないだけでなく、必要のない施設、設備もこのまま作られていくことになる。そもそも本市の重要な緑地が、儲けの手段となり、貴重な動植物を失っていくこと自体が市民の利益に反する。他都市の PFI 事業の事例に学び、この契約をいつたん破棄し、改めて市民のための緑地としての整備計画を作成する。

・とりわけコンセッションの導入は、運営権に抵当がつき、公共施設の運営が金融機関のもとにあるという異常な事態である。コンセッションの導入をやめる。

④ 街路樹は、地球温暖化対策の観点から、「樹冠被覆率」で管理する。街路樹管理計画および実施プログラムを見直し、樹冠被覆率の向上の観点からせん定や樹種の交換の方針を切り替える。（再掲）

⑤ 多摩川の干涸を保全する。羽田連絡道路の建設により河口部の干涸の生態系が変動していないか、調査を引き続き行う。多摩川河川敷の草刈りの回数を増やすよう、国に要請する。市の管理部分については、予算を増やし

草刈りの回数を増やす。

7 災害対策について

- ① 災害対策は多岐にわたり、その対策を所管する部署も各局にまたがっている。それを統括する部署が必要であり、危機管理本部の今の体制では、全市を統括することは困難である。危機管理本部の中でも災害対策の部署を抜本的に強化し、専門部署として、日常的に専門知識の習得や訓練を行う体制を作る。
- ② 地域防災計画の中に複合災害に対する計画を策定する。複合災害の想定は多岐にわたるが、当面、巨大地震のあとの豪雨災害など、本市での被害が想定される災害から計画を考える。

③ 震災対策について

ア 木造住宅耐震改修助成制度は、低所得層に対応するため、限度額をもとの一般世帯200万円、非課税世帯300万円に引き上げ、自己負担をなくすために補助率を設けないこととする。段階的な耐震補強も行える制度についても、同様に補助額を引き上げる。

イ 旧耐震の建物を建て替え新築する場合には、解体費に助成する制度を創設する。

ウ 耐震改修等の助成は、1981年以前の建物だけでなく、2000年以前の建物を対象とする。

エ 能登半島地震の教訓に学び、上下水道管の復旧は、宅地の中まで行えるよう制度を見直す。マンションの中の上下水道管の点検方法をあらかじめ管理組合が体験できるよう指導する。

オ 家具の転倒防止金具取付事業は、高齢者・障害者のみ世帯だけでなく、希望するすべての世帯を対象にする。そのため、所管を健康福祉局から他の該当する部局に移す。

④ 風水害について

ア 国の多摩川緊急治水対策プロジェクトで計画されている多摩川の河道掘削はもともと2024年度までに189万m³を行う予定だったが、工期を2025年度まで伸ばした。しかし2025年4月段階で58%しか終わっておらず、工期中に終わるのか疑問である。大規模に推進するよう国に申し入れる。間に合わなければ市としても行う。

イ 本市は多摩川の最下流であり、本市域だけで多摩川の対策を行っても根本的な水害対策はできない。流域治水対策がどうしても必要であり、関係自治体と国が連携をとつて鶴見川のような大規模な対策を上流から行う

よう、市として関係団体に働き掛ける。

ウ 多摩川JR橋梁下堤防は河川管理施設等構造令が守られておらず、決壊のおそれがある。2025年7月、JR 橋梁周辺の堤防嵩上げ工事が始まった。これにより一定の対策になると思われるが、その周辺の堤防は木が生えて護岸ブロックが割れるなどしており、さらなる対策が必要であり、全体を急ぎ整備する。

工 多摩川の洪水対策として、被覆型堤防に改修するよう国に求める。

オ 令和元年東日本台風による浸水被害における排水樋管周辺地域の浸水対策について。長期対策で複数の排水区を一體的に捉え、排水できない雨水を新設する流下幹線で集め、新設または増設するポンプ場から多摩川へ排水するというもので、2025年度までの中期計画の中で具体化するとしている。この計画の具体化を急ぐ。この能力は最大31ミリとしているが、もっと能力を高める。

カ 三沢川地区の浸水対策について、令和元年東日本台風で浸水被害のあった菅稻田堤3丁目に、三沢川地区の多くの雨水を集めて放流する巨大ポンプの計画は公園の廃止は住民の声を取り入れ公園機能を残すことになつたが、現地は三沢川の最下流に当たり、三沢川と多摩川の合流地点にある三沢川水門に排水機場がないため、多摩川の水位が上がり水門が閉まればポンプは停止せざるを得ず、大量の雨水はポンプ場からあふれ、再び水害の恐れがある。三沢川の最下流へのポンプ場の設置だけではなく、三沢川地区全体の雨水を分散して多摩川へ放流する方法を考える。

キ 浸水対策の重点化地区のうち、2025年度末でも、川崎駅東口周辺地区、大島地区、観音川地区の3地区は達成度ゼロのままという目標であり、住民の不安が増している。これらの対策を急ぐ。

ク 「水害時避難ビル」を津波だけでなく、高潮・洪水時にも利用できるような協定とする。とりわけ川崎区、幸区は多摩川のJR橋梁下堤防が決壊すれば1時間以内に2メートルの浸水地域が出現するとの国土地理院のシミュレーションがある。この洪水を想定した避難ビルを確保する。

⑤ 土砂災害特別警戒区域から移転するための補助制度——「かけ地近接等危険住宅移転事業」は神奈川県が制度を作ったので、それとタイアップして自治体が制度を作れるようになつた。本市も事業化する。危険なかけ地を所有する地権者に対し、かけ地の安全対策を行う助成制度の充実を図る。

⑥ FMを活用し、緊急情報には自動で電源が入る防災ラジオが導入された。一般家庭には有料で配布される予定とのことだが、値段を極力安価にし、希望する全世帯に普及できるようにする。高齢者世帯などには無料で配布

する。聴覚障がい者のために文字表示ができるラジオを導入する。

(7)

ア 県立高校は風水害には避難所として活用できるようになった。具体的な開設方法を明らかにする。震災時の

避難場所とするよう県と協議する。

イ すべての避難所運営会議が避難所開設訓練を具体的に繰り返し行うよう、市として予算も出して指導する。そのための区役所危機管理担当を増員する。

ウ 「川崎市二次避難所（福祉避難所）開設・運営（基本）マニュアル」は、二次避難所の開設手順は示したが、具体的に一次避難所でどう振り分けるのか、そこからどう移送するのかという最大の問題に手がついていない。3か所のリハビリテーションセンターは最初から開設することにしたが、誰が行っていいのかなど具体化もされていないなど多くの課題が残っており、このままでは混乱する。基本的には、福祉避難所を最初から指定し、避難者を決めておくことが合理的であり、2次避難所とすることがいいのか検討する。実際には避難所にたくさんの要援護者が避難することは必至であり、その対応に必要な人員を配置できるだけの職員の増員を平時から行う。実際に2次避難所の避難訓練を行う。

エ 要援護者の避難訓練をすべての避難所の開設訓練においておこなう。当事者の参加を促し、具体的な相談を行いう。障がい者、高齢者は個別避難計画を作成している。できた人から実際に避難訓練に参加してもらい、その内容の検討に活用する。

オ 防災計画の中に、障がい者、女性、性的マイノリティの方への配慮を具体的に盛り込む。避難所運営会議に女性や当事者の参加を増やす。全国社会福祉協議会が作成したパンフレット「避難生活での支えあいー障害のある方と家族の困りごとー」を全避難所運営会議に届け、その内容を検討してもらう。

カ 各避難所に設置されている発電機は、重油を使うタイプで重油の入れ替えのために定期的な試運転を、学校とともに避難所運営会議に義務付ける。設置から時間がたち、点検や修理が必要になっている。学校の判断で行えるよう予算をつける。

キ 下水管は耐震化が済んでいない100キロの管のうち、避難所や病院など重要な施設と水処理センターを結ぶ管の耐震化を優先している。いまだに整備されていない避難所はあと19箇所である。確実に終了させる。ク すべての避難所に、貯留型のマンホールトイレを設置することは決まったが、完成年度が明らかになつてい

ない。直営で設置することになったので、市職員を増やし、各学校と早く相談をはじめ、せめて5年以内に設置を完了する。トイレはかなり不足すると考えられており、トイレトレーラーを各行政区に複数台導入する。

ケ 集合住宅内にマンホールトイレを設置する場合の補助を創設する。

コ 車による避難者のため、大型商業施設と駐車場の開放について協定を結ぶ。

⑧ 被災者の生活再建には、それぞれの実態に寄り添った対応が必要であり、事前にケースマネジメントの仕組みを作つておくことが必要である。鳥取県などを参考に検討を始める。

⑨ 南部防災センターをもとのコンセプトのとおり、常設の防災体験施設として整備する。

⑩ 地震により倒壊した建物の撤去作業にはアスベスト対策として必ず防塵マスクをつけるよう指導する。蓄倉庫に備え付け、一般の市民が作業するときも付けられるようにする。災害救援支援で民間事業者に応援を要請する場合は市として防塵マスクを支給する。

⑪ 臨海部の防災対策について

ア 臨海部防災対策計画において、水江町のプロパンを貯蔵する高圧ガスタンクなどが大規模爆発火災になつた場合、避難対象は川崎区全域と幸区の一部の広範囲に及ぶ。避難誘導するための連携機関は「消防職員、区職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等」となつていて、計画では2次爆発などの可能性を考慮しているにもかかわらず、これらの機関には2次爆発も含めた具体的な避難先や安全対策などは知らされていない。千葉県市原市の経験をふまえ、関係する機関との情報共有をしつかりはかる。そのうえで関係団体の意見を聞き避難計画を再検討する。

イ コンビナート火災に備えた訓練を繰り返し行う。とくに大容量泡放射システムは訓練なしには活用できないので、搬送業者の想定も含め繰り返し訓練を行う。

ウ 羽田新飛行ルートにより、B滑走路からの離陸は2021年11月からの1年間は1日あたり47回、年間6911便となり1年前よりも増えており、騒音とともに事故の可能性が増している。国にただちに飛行ルートの撤回を求める。県に対し防災アセスメント調査を行うよう求める。コンビナート爆発などの大規模事故を想定した避難訓練を川崎区内の関係者で行う。